

平成26年塩尻市議会6月定例会

総務環境委員会会議録

○日時 平成26年6月12日(木) 午前10時00分

○場所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

議案第2号 塩尻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 公平委員会委員の選任について

議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第8号 両小野国保病院組合理約の変更について

議案第9号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(建築主体工事)請負契約の変更契約の締結について

議案第10号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(機械設備工事)請負契約の変更契約の締結について

議案第11号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(電気設備工事)請負契約の変更契約の締結について

議案第13号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費

請願6月第2号 「集团的自衛権」に関する歴代政府見解の堅持を求める請願

○出席委員・議員

委員長 古畑 秀夫 君

副委員長 横沢 英一 君

委員 山口 恵子 君

委員 森川 雄三 君

委員 青柳 充茂 君

委員 柴田 博 君

委員 塩原 政治 君

委員 中原 輝明 君

議長 五味 東条 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した議員

請願紹介議員 丸山 寿子 君

○説明のため出席した参考人

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 青木 隆之 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前9時59分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。時間前ですけれども全員おそろいですので、ただいまから6月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本会議に引き続きまして委員会をお開きをいただきましてありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、条例案件ほか提案を申し上げます。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について副委員長から説明させます。

○副委員長 それでは、本日は午前中に議案審査を行っていただきます。午後1時から請願の審査を行い、その後でございますが、吉田防災コミュニティセンターと浄化センターを視察する予定となっております。請願終了後、おおむね2時ころだと思っておりますが、ぜひ正面玄関に御参集をいただきたいと思っております。懇親会のほうですが、午後5時45分から中信会館のエマーブルホールにて行いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 次に、年度初めの委員会でございますので、職員の自己紹介をしていただきます。課長級以上の職員について所属と氏名のみをお願いします。委員には職員の名簿を配付しておりますので、担当の係長については名簿により確認をお願いします。それでは、総務部からお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いします。発言に際しましては必ずマイクを通していただきますので、特にスイッチの確認をしてから発言をお願いします。委員の皆さんは、できるだけマイクに近づいて質問をするようにしてください。答弁者はワイヤレスマイクを回していただき、マイクスイッチを確認の上、発言をお願いいたします。議事進行に御協力をお願いします。

議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○税務課長 それでは、議案関係資料により説明をさせていただきますので、議案関係資料1ページをお願いい

たします。提案の理由は、地方税法の一部が平成26年3月31日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

概要は、法人市民税に関する改正として、法人税割の税率を引き下げるもの。軽自動車税に関する改正として、税率を引き上げるもの。また、初めての車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の車に対して重課の適用をするもの。固定資産税に関する改正として、公害防止用設備、ノンフロン機器等に係る課税標準額の特例割合を定めるものです。

では、各条ごとに改正内容と施行期日の説明をしますので、2ページの新旧対照表をお願いいたします。23条の改正でございますけれども、国税であります法人税法で外国法人の恒久的施設についての定義がされたことにより、関係する部分を改正するものでございます。この部分は、平成28年4月1日からの施行となります。

次に第34条の3の改正は、国税であります地方法人税の創設に対応しまして、市町村民税の法人税割の税率が変更となったため、14.7%を12.1%に2.6%引き下げるものです。国においては、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、地方交付税を交付しておりますが、その安定的な財源確保が課題であったため、この新税を創設し、税率を法人税額の4.4%としました。この税収は、全額地方交付税の財源となります。一方、負担軽減策としまして、市町村民税の法人の税割の税率を、先ほど申したとおり2.6%引き下げ、さらに道府県民税の法人税割の税率を1.8%引き下げ、合計で4.4%を引き下げるものとし、これにより負担増加がないものとしたものでございます。なお、均等割の税率に変更はございません。この部分につきましては、平成26年10月1日からの施行となります。

次に、第34条の4の2の改正は、中小法人等に対する特例として適用しております軽減措置においても、実質2.6%の引き下げ改正をするものでございまして、この部分も第34条の3と同様に平成26年10月1日からの施行となります。

次に、3ページをお願いします。48条の改正でございますけれども、法人税法において外国法人にかかわる外国税額控除制度が新設されたことに伴い改正をするもので、この部分は、平成28年4月1日からの施行となります。

めくっていただいて、次に4ページになりますけど、52条の改正でございますが、これは法人税法において外国法人にかかわる申告納付制度が規定されたことに伴い改正をするもので、この部分も48条と同様に平成28年4月1日からの施行となります。

次に5ページをお願いします。第57条及びその下第59条の改正でございますけれども、この改正は子ども・子育て支援法の改正により、条ずれが生じたため改正するものでございまして、この部分は、子ども・子育て支援法の施行日から施行となります。

めくっていただいて6ページになりますけど、82条の改正でございますけれども、これは地方税法の改正に伴い税率が変更となったための改正でございます。第1号のところに原動機付自転車がございまして、アの部分で50CC以下のものですが、これは年額1,000円を2,000円に。イの部分、これは50CCを超え90CC以下の部分でございますけれども、年額1,200円を2,000円に。ウの部分、これは90CCを超え125CC以下の部分ですが、これは1,600円を2,400円に。エの部分はミニカーと言われるものでございまして、これは年額2,500円を3,700円に改正するもので、改正前の1.5倍ですけれども最低額を2,000

0円としたものでございます。

第2号のところに軽自動車及び小型特殊自動車がございます。アのところに軽自動車で二輪のもの、これは125CCを超え250CC以下になりますけれど、年額2,400円を3,600円に。三輪のものは、年額3,100円を3,900円に。四輪以上のものにつきましては幾つか分れておりますけど、まず乗用の営業用は、年額5,500円を6,900円に。乗用の自家用は、年額7,200円を1万800円に。貨物用の営業用は、年額3,000円を3,800円に。貨物用の自家用は、年額4,000円を5,000円に改正するもので、二輪と自家用の乗用は1.5倍に、その他のものは1.25倍とするものです。その次のところに、専ら雪上を走行するもの、それからイの部分で、小型特殊自動車で農耕作業用のもの、その他のものというのがございますが、これは各自治体に委ねられている事項でございますが、他の項目との均衡を考慮しまして、専ら雪上を走行するもの、スノーモービル等でございますけど、これは2,400円を3,600円に。農耕作業用のもの、主にトラクター等でございますが、これは年額1,600円を2,400円に。その他のものと言いますとフォークリフト等でございますけど、これは年額4,700円を5,900円に改正するものでございます。

第3号に二輪の小型自動車がございます。これは250CCを超えるバイクですけれど、年額4,000円を6,000円に改正するもので、この部分は平成27年4月1日から施行しますが、一部に経過措置がございます。ここで済みませんが、議案書の4ページをちょっとお開きをいただきたいと思っておりますけど、ここにですね、新条例の軽自動車に関する経過措置がうたってございます。その6条の、ちょっと真ん中上の辺ですけれど、三輪以上の軽自動車に関しては、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた場合の取り扱いを規定しております。その内容は新規登録をしてから13年を経過した場合は翌年度において、いわゆる重加算ですけど、重課の軽自動車税を適用されるまで、改正前の旧の税率をずっと適用し続けますよという部分でございます。ここで申しました重課というものは、現在、県税であります自動車税においては既に実施されておりますけれど、軽自動車税におきましてもグリーン化を進める観点から、古い車両には改正後の新税率のさらに20%を上乗せした重課を行うというものでございます。詳細は議案関係資料に再度戻っていただいて、めくって9ページをお開きいただきたいと思っておりますが、そこに附則第16条の表がございます。表の中央の数値が新税率の値でありますけれど、重課の税率は読みかえて適用されます、さらに右側の欄の税率となります。この重課に関しましては、平成28年4月1日からの施行となります。

戻っていただいて新旧対照表の7ページの下段のところに附則からまたお願いしたいと思います。附則の第5条の4の改正は、租税特別措置法の改正によりまして改正をするものでございまして、この部分は平成27年1月1日からの施行となります。

めくっていただいて8ページになりますけど、附則第10条の2の改正でございます。これは地方税法の改正によりまして、固定資産における償却資産の課税標準額の減額割合を一定の範囲内において各自治体が自由に定めることとなったものでございます。第1項は、今まで全国一律に3分の1としておりました汚水または廃液処理施設の課税標準額を、本市の条例では、今までと同率の3分の1とするものでございます。第2項は、同様に2分の1としておりました大気汚染防止法の指定物質の排出抑制施設に対しまして、今までと同率の2分の1とするものでございます。第3項は、同様に2分の1としておりました土壌汚染対策法の特定有害物質の排出抑制施設に対して、今までと同率の2分の1とするものでございます。第4項は、既に条例で定めてあった内容が、

項目がふえたため第4項となったものです。第5項は、新たに創設された項目でございます、ノンフロン製品として自然冷媒であります二酸化炭素や空気を利用した一定の冷凍冷蔵機器に対する特例として、地方税法で示された参酌基準と同率の4分の3とするものです。この部分は、既に施行されております第4項を除きまして条例の公布の日から施行し、平成26年4月1日以降に取得された施設、設備に対して適用をするものでございます。

次に附則第16条の改正は、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に9ページをお願いします。附則第18条の2の改正ですが、これは規定の明確化を図る改正で、平成29年1月1日からの施行となります。

次に10ページをお願いします。附則第18条の3の改正も同様に規定の明確化を図る改正で、平成29年1月1日からの施行となります。

次に附則第18条の4の改正は、法律の改正に伴う所得の規定を整備する改正で、平成27年1月1日からの施行となります。

次に11ページをお願いします。右側、右下のほうに現行附則第26条がございます。それからずっとめくっていただいて、次の次のページの13ページに附則第26条の2、さらに飛んでいただいて17ページに附則第27条がございますけれど、これにつきましては、東日本大震災に係る特例について定めてあったもので、それを削除する改正でございますけれど、これにつきましては、この項目は必ず条例で定めなければならないとされてる事項に該当しないため、条例では規定しないこととしたことによる改正でございます。平成27年1月1日からの施行となります。

次に18ページになりますけれど、そこで附則第26条の改正がございますが、これは先ほど申しあげました附則第26条から附則第27条までの削除を受けまして、附則第28条を附則第26条に繰り上げる改正でございます。平成27年1月1日からの施行となります。

条例の施行期日につきましては、それぞれ各条ごとに説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。また、経過措置の主なものにつきましては、条例施行前のものは従前の例によるというものでございますので、よろしくをお願いします。大変長くなりましたが、以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問のある委員はをお願いします。

○柴田博委員 軽自動車税の関係ですけども、軽自動車税というのは、収納した分は全部市町村に入るんですね。

○税務課長 軽自動車税は、市町村の収入になります。

○柴田博委員 その場合ですね、法律のほうが変わって税率は変わってるんですけど、もし何らかの理由で市町村のほうの条例のほうがそのままになった場合は、どうなるわけですか。

○税務課長 交付税の算定措置のときには、新しい新税率の税率で計算がされますので、交付税算定において不利を生じるということになります。

○柴田博委員 実際には、そういうところというのは、全国中ではないですか。

○税務課長 地方税法で定められてる部分で、地方税法を外れて定めるところは、今のところ承知はしておりません。ただし、先ほど申しあげましたとおり3項目につきましては、各自自治体に任されておる部分がございます。

いますので、これにつきましては、一応、おおむねこの税率を規定しようとしている自治体は多いようでございますけど、中には多少低く抑えることを検討されてる自治体もあるというふうには伺っております。

○柴田博委員 もう1点お願いします。13年以上経過した場合の重課ですけども、その重課とする理由と、実際に塩尻市でどれくらい登録されているか、適用になる車が何台くらいあるかっていうのが、もしわかったらお願いします。

○税務課長 重課の適用につきましては、古い車両につきましては燃費がよくないという状況がございまして、どうしても二酸化炭素の抑制をしていくためには新しい車両の導入が必要という考えのもとに普通自動車でも採用されておりますけれど、それと同じ考えに基づいて重課の適用がされていくということでございます。

それとあと、重課になる車両がどのくらいあるかということでございますが、実は軽自動車協会からのデータが各地方自治体に提示されるのが、今年度から情報が提供、今まで全て登録されてる状況を各自自治体へ軽自動車協会が直接やるか、県の市町村会を通してやるかはまだ不明でございますけれど、そのデータがまだ回ってきておりませんので、的確な数字はつかめておらないという状況でございます。

○柴田博委員 軽自動車税については、毎年5月中くらいに納めろという通知が来ますよね。それが、塩尻市の資料というか、つかんでいる台数とかはあるんじゃないんですか。それをもとに13年以上たってるのはどれかっていうのは、わからないわけですか。

○税務課長 お待ちください。

厳密にですね、初年度登録とは違うんですが、何年に製造された車かというので、大体の概数としましては、平成28年度にこのまま、もし今の状況がそのまま28年度にずっと乗り継いでいただいたと仮定した場合ですけれど、軽四輪の営業用が63台、あと軽の貨物の自家用、いわゆる軽トラックですね、これが3,821台、それから軽の乗用、皆さんよくお乗りになっている5ナンバーですけれど、これが4,540台と一応見込んでおります。

○柴田博委員 それは、13年以上のものだけじゃないですよ。13年以上のものだけで、それだけある。

○税務課長 平成28年度に13年を超えて重課の適用となる車両の台数。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 何て言うの、収入とか現に影響してくると思うんだけど、おおよそでいいが、この1番から4番まで大体どのくらいわかる。プラス、マイナス。

○税務課長 大変大ざっぱな計算でございますけれど。実は、この重課に関するものについてはですね、先ほど申し上げましたとおり新車に乗りかえる可能性があったり、それからですね、普通自動車との税率が縮まってまいりますので、軽から普通に乗りかえる方もいらっしゃるというような想定もありまして、的確な試算はしてないわけでございますけれど、ただ軽の重課の部分を除く部分として、平成27年度に二輪のバイクとか、そういうものにつきましては、今年度調定が約1億6,100万円でございます。平成27年度につきましては、いわゆる三輪、四輪を含めて、このままだとすると1億7,100万円と、約1,000万円ふえるという試算はしてございます。28年度以降につきましては、先ほど言いましたように重課等が入ってきて、新しい今度は四輪の税率が入ってきますので、これについては、ちょっと試算が難しいもんですからしてございませぬ。以上で

ございます。

○森川雄三委員 それは、ほいだで軽自動車税の関係でしょ。それじゃ、この法人税減税の場合はどのくらい。

○税務課長 法人税につきましては、平成26年10月1日からの施行になるわけでございますけれど、平成26年10月1日から開始される事業年度分について適用がされてまいります。そうしますと、平成26年10月1日に開始する事業年度の終期は、平成27年9月30日がその事業年度の終期となります。この法人の納期限は2カ月後になりますので、平成27年11月30日が法人市民税の納期ということになりますので、市におきましては27年度の後期から影響を受けることになります。平成25年度のデータをもとにですね、同じ状況で全く同じ法人が同じ税額を納めていただけると、税額じゃなくて同じ法人税を納めたとしますと、各年度の推計につきましては、26年度は影響はないと。27年度については年度の後半から影響を受けるため、約500万円の減と。それから平成28年度は通年で影響を受けるために、1,400万円の減と推計しております。年度の前半に高額納税をいただくのが多いために、28年度は影響が及んでくるという状況です。以上です。

○森川雄三委員 それじゃ、単純に計算して、あれかね、差っ引きゼロってことかね。いや、荒っぼいですけどね。

○税務課長 これは、ちょっと非常に難しい計算だと思っております。

○森川雄三委員 交付税ね、ならいい。いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 ちょっと基本的なことだと思うんですけど、軽自動車税も幾つか車の種類がありまして、特に四輪以上のものと営業用と自家用のもので税額が違うんですけど、その区別というか、それは御本人の申請にするのか、そちらのほうで審査をした結果こういうふうに分けるのか、その点はどうなっているのでしょうか。

○税務課長 これは、軽自動車協会への登録時点での区分になりますけれど、よく見ていただくと、営業用につきましては黒字に黄色のナンバーを見たことがあろうかと思いますが、これは営業用でございます。自家用につきましては黄色地に黒の表示になっております。貨物と乗用は、それぞれ定められた区分によって乗用なり貨物ということになっております。以上です。

○山口恵子委員 そうしますと、農家の方とか、結構軽トラとかで野菜を運んだりしている方が、結構地元でも多いんですけど、そういった方は自家用ってことになるってことですか。

○税務課長 はい、自家用でございます。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決

すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第2号塩尻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、議案関係資料で説明をさせていただきます。議案関係資料の19ページをごらんください。1の提案理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が本年3月7日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものであります。消防団員の退職報償金は、共済制度によりまして勤続年数と階級に応じて定められました額が消防基金から市に支払われ、市が条例に基づき各退団者に支給することとしております。今回国は共済制度による支払額を増額する改正を行ったところでありますが、これは国及び地方公共団体が消防団員の処遇の改善などに取り組むように定めた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年12月に制定されたこと等が背景にあるものであります。共済制度の政令の改正の内容につきましては、消防基金が市町村に支払う退職報償金相当額を一律5万円増額し、最低支給額を20万円に引き上げるものであります。

その下2番、条例改正の概要につきましては、この政令の改正を受けまして非常勤消防団員に支払います退職報償金について、現行から一律5万円増額するとともに、最低支給額を20万円とするものなどであります。

具体的な改正内容ですが、次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第1条及び第2条の改正につきましては、条例中の消防団員という用語を整理いたしまして、非常勤消防団員という用語に統一するよう改めるものであります。

その下の別表は、非常勤消防団員として5年以上勤務した者に支給する退職報償金の金額を規定したものであります。全てのところにおきまして現行から一律5万円を引き上げまして、また最低支給額につきましては、現行においては団員のうち5年勤務した者に14万4,000円を支給しておりますが、この額を改正して20万円とするものであります。

ページお戻りいただきまして19ページ、条例の施行等でございますが、公布の日から施行し、本年4月1日以後に退職した消防団員の退職報償金から適用するものであります。以上であります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いします。

○副委員長 それでは、2点についてお聞きをしたいと思います。まず、条例改正は4月1日ということですが、この後の補正のところが出てきますが、その中に入ってなかったもんですから、どうしてなのか、それを1点と、そして改正により支出がどのくらいふえるかどうか。それと、私も今まで聞いている中では、ほとんど国のほうからですね、この資金は出てくるということでしたが、そういうことでいいのか、その2点についてお願いをいたします。

○消防防災課長 まず、1点目の予算の関係につきましては、予算につきましては、本年当初に退団を見込みまして予算立てました人数よりもですね、実際に退団された方が少なかったということで、当初の予算の範囲内でおさまるといって、今回補正はいたしておりません。それと。

○委員長 増額の分。

○消防防災課長 増額についてですが、改正前の試算、4月1日に退職した者で退職報償金の支給対象者は26人ありますが、改正前の計算ですと663万4,000円、新たな改正のこの増額で計算したものが764万円で、計100万6,000円の増額ということになります。ただ、副委員長さん御指摘のように、支払う退職報償金のうち消防基金から698万円の支払いがありますので、本市の負担分は66万円ということでございます。全額その基金からではないかというお話ですが、ちょっと新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、本市の場合、勤務年数5年以上の者に対して支給しておりまして、1年刻みで退職報償金を規定してございます。国の政令によります規定ですと、これが1年刻みではなくて5年刻みで計算しておりまして、でありますので、5年、10年、15年といったところでしか国の基金からの支払いがありません。ですので、例えば団員として17年勤務して退団されたような場合、15年分は基金のほうから支払いがありますが、残りの2年の分については、本市、過去消防団員の処遇改善ということで1年刻みにやってきた経過がありまして、その2年分の差額につきましては、本市の負担ということで支出をしておるということでもあります。以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかに、ございますか。

○柴田博委員 消防団員の皆さんですね、団員から始まって班長、部長ってやって、だんだん上へ行くわけですけど、例えば、部長さんまでやって1回退団してですね、その後何年かあけてまた分団長をやったりっていう方がたくさんいらっしゃるわけですけど、そういう場合には、その退職報償金というのはどういう計算になるわけですか。

○消防防災課長 中途入団と言いますか、分団長など再入団されてまた役職につかれるという場合ですと、部長さんの場合は2年の任期なものですから、中途で入られても2年で退団してしまうんですけど、それまでに団員の経験があるものですから、そこで支払われた額とこの表との差額分のみ、その2年分を支払うということになりまして、分団長などをやられますと5年以上勤務になりますので、5年以上やられた場合はこの表に当てはまってきますので、この表に基づいて分団長のところの退職報償金の額、何年やられたか、5年なら5年という支払いをするものであります。

○柴田博委員 その場合にですね、例えば分団長をやられて退団する方が、例えば当初から、団員のときから1回やめるときまでと、それから改めて間あけて入った通算の年数で計算した額と、それから、それ以前に1回もらってる額の差額ではなくて、改めて分団長なら分団長からやって退団するまでの期間で計算すると、そういうことですか。

○消防防災課長 そういうことであります。

○柴田博委員 改めて。

○消防防災課長 改めて計算し直すということでございます。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかに、ございますか。

○中原輝明委員 ちょっと各分団へ支払いの関係だけどさ。その支払いは、ちょっと俺、この間初めて聞いたが、分団へ一括で支払いするだってね、元金を、団員の報償金を、報償金というか手当を。洗馬分団なら分団へ、7部あるんだけど一括でそこへぼさんと投げてよこすだ。そこから分団長を通じて、それぞれへ分配するよう

だけでも、その間に、そこへ行ったぼんと投げた数字が各部へ行ってるか、行ってないか、こういうことだ。いかい、これはあれだよ、俺、今からすると、各部へちゃんとやるべきもんだと俺は思うだよ。それで、一括して洗馬分団へやって、分団の皆さん、分団長、三役でそれぞれのところへやってるような気がするだ。気がするだよ。そこへ一括でやるなんてことは、今まで俺は初めてだがさ、聞いて。まとめて何で一括でやっちゃうの、各部へやりゃあいいじゃん。そのほうが手数も何もかからんじゃないの。実際、団員は全くどのくらい来てるかってことわからんと思うだよ、ここへ出てる数字は。それを確認したことあるの。

○消防防災課長 退職報償金につきましては、退団者、個人個人に支払いをしております。今、委員御指摘の手当と言いますかね。

○中原輝明委員 手当。

○消防防災課長 その関係につきましては分団を通じて各部長に、部ごとに支払って、部の中で支払うようにということに、今、させておまして、ただ、ちょっと行き渡らないという御指摘もあつたりしたものですから、昨年各分団ごとに監査を我々のほうで行いまして、きちっと支払っているかどうかという監査をして、部へはきちんと支払われていることを確認しております。

○中原輝明委員 皆さん、一々監査するよりも各部へやりゃあ、皆さん、ただ手数ちょっとかかるだけじゃん。それが一番早いでしょう。そんな二重の手間必要ないじゃない。そういうところから簡素化してかなきゃいけないだよ。何でも手数ばっかかけることも能ではない。

○消防防災課長 今、御指摘されましたようなのも、やはり部のほうからも若干意見が出ておりますので、今、本団の中で、そういった関係、調整するように研究しております。

○中原輝明委員 研究してる、やるかやらねだか、それは実施したほうがいいよ、それは。研究じゃないよ、もう即座にやりゃあいいじゃないか、できるじゃない、簡単に。

○消防防災課長 今まだ本団の中で具体的に結論出てないものですから、会議の中で出してっておりますので、なるべくそういった方向にするように、団の中の話でもっていくようにします。

○中原輝明委員 くだいことを言うじゃないけどな、責めるわけでも何でもないけども、ただ二重、団じゃないだよ。皆さんの方針は、今一括してやるよりもこれが一番理想だということの説明して支払うようにすりゃあ、これで決まりじゃん。皆さんの指導だよ。そうしてやってほしいね、これから全て。

○消防防災課長 それと、個々に渡るようというのは、一応、全部の部長を集めたとこの会議では指導をしております。そういった意見のないようにとか、お金の面ですので不明瞭な扱いにならないようにという指導は。

○中原輝明委員 失礼、ちょっとそれじゃ俺の言い方悪かったけど、いい。俺の今言ってるのはね、個々じゃなくてね、各部へ、部へさ、個々にはやらんよ、無論。みんな集結して一括で運営してるだで。だで、そこの個々にはやらなんでもいいが、そこへちゃんと行くように、部へちゃんと直接やってほしいだよ、分団へやらなんで。あそこの中でね、実際どうしてるかってことは俺にもよくわからんけども。それ以上、俺言っちゃあ面倒になるで言わねが。だで、そこんことをやってよ、そうやってね、そういうこと。後は言ってかね。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 ちょっと消防団の全体のことでお聞きしたいんですけど、なかなか手がないっていうことで今回こういう対策があるわけですけど、企業に勤めている消防団の方は、なかなか仕事との関係で出勤

しにくいという状況があったりとか、あと企業の経営そのものの中で消防団のなり手が少ないっていうことで、県のほうでも企業に対して優遇制度を設けたりして、なるべく消防団員をふやせるような体制をしていると思うんですけど、その辺、企業の協力とか状況はどうでしょうか。わかる範囲でいいんですけど。

○消防防災課長 企業さんの協力、具体的にどうっていうのはなかなかあれなんですけど、今、取り組んでおりますのが、協力事業所制度というものをやっております、消防団の構成している社員の皆さんが現場に出やすいように協力しているところについて、協力事業所の認証と言いますか、そういったのをやっております。具体的にどういう取り組みかかっていうのではないですけど、そういう認証を受けていただいた企業については、有事の際は優先的にそちらのほうに出られるような対応をとっていただいているというふうに、我々は考えております。

○山口恵子委員 実際にそういった企業、市内でもふえてきているのかどうか、その辺はわかりますか。

○消防防災課長 課長補佐のほうから答弁させます。

○消防係長 消防団協力事業所の件数でございますが、現在ですね、市内で34件ほどの協力事業所があります。それで、今のところですね、県の事業税等が減免になるというようなことがありますので、感覚的には若干と言いますか、少しずつふえてはいるというような、ちょっとあれです。ちょっと細かいデータがないもんですから、そんなことでございます。

○委員長 いいですか。ほかに、ございますか。

○森川雄三委員 確認だけども、さっきこの退職制度は、団員をやめたときに年数で1回支払われると。けどまた役職になったときには、改めて年数によって5年から払われるって意味なんだが、やめなんでそのまま団員から分団長までいっちゃったらどうなるの。

○委員長 通算。

○森川雄三委員 通算。

○消防防災課長 ええ。

○森川雄三委員 例えば、分団長までいったと。

○消防防災課長 いった場合、その表を見ていただいて。

○森川雄三委員 この分団長の表でいいわけ。

○消防防災課長 表で。最終、やめられた役職で、何年今まであったかっていうことです。

○森川雄三委員 なら、わかった、わかった。了解、了解。

○委員長 ほかに、ございますか。

○中原輝明委員 ちょっとこれと関連あるで、ちょっと聞くだけども。危機管理の問題でこの間誤報があったじゃない。あの誤報のてんまつは、どうなったか知らんけども、あの誤報はどこで確認したの。誰がどう受けたの。それで、機械がやったなんてことは、これは許せないな、あの場合には、あの誤報は。だで、その誤報はどうしてああいうぐあいに、いつ確認。誤報であったということじゃなくて放送したと思うだよ。誤報って確認は、いつ、どこで、どういうぐあいにしたの。これはね、本当に危機管理において最重要なことだよ。皆さんだけじゃない、これ全体。この辺は、だから副市長はどんな考えでいるか知らないが。誤報したで、それでまた間違ったで、それでいいのか、悪いのか。それはあのときには、慌ててそういう用意をした人たちもいるだよ、事実。その取り扱いって、これは副市長あたりがしっかりしなきゃいけないわな。どうだい副市長、ちょっと。

○副市長 大変申しわけございませんでした。

○中原輝明委員 いや、申しわけないじゃない。それはお互いに同じだでいいだ。それは、そこらんとこはいいだ。直さなきゃいけない。

○副市長 原因を究明いたしましたですね、メーカー側に委託しておりました設定の誤りということが判明いたしました。当然管理をしております私どもの責任でございますので、これは、メーカー側にしっかりと確認をして、再度点検をするようにということで点検を終えましてですね、正常に運用ができるようにいたしております。以後、こういうことがないようにですね、それぞれチェックをさせていただいて、対応をさせていただくということでございます。御指摘いただきましたように非常に重要な誤りでございますのでですね、深く反省をしておわびを申し上げる次第でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、議案関係資料で説明をさせていただきます。23ページをお願いいたします。選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例。提案理由は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、必要な改正をするものであります。選挙公報の配布について、新聞折込みその他これに準ずる方法に係る規定を整備するものであります。

ページめくっていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。選挙公報につきましては、国政選挙と県知事選挙は公職選挙法第167条の規定により発行され、これ以外、県議会議員や市町村首長、議員の選挙に関する選挙公報については、公選法の規定により条例に準じて整備をして発行することとなっております。新旧対照表でございますが、第5条では、選挙公報は当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものと。これが今の条例でございます、改正案は、そこに第2項を追加するものでございます。委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずる

ことにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないと、公選法に準じて追加するものでございます。

この第2項、公選法で追加されたのは、昭和49年でございます。その後、長野県条例では、平成10年にこの2項が追加となり、各市町村でも徐々に条例を制定してございます。この中で特別の事情があるというところでございますが、これは昭和49年の追加の法律でございますが、急激な人口の増加や人口流動の激化、居住対応の複雑化等の状況が、著しく変化によって、通常今まで行われてきたような職員や自治会組織による世帯への配布が困難になってきたような場合が当たるといふようになっております。また、その他これに準ずる方法と
言えば、業者によるポスティングあるいは新聞社が新聞折込みではなくて直接家庭配布、そのような形態が想定をされております。なお、当市におきましては、現在、ホームページでも見れるようになってございます。本市におきましては、この公報配布、以前は区長さんにより区内に配布をお願いしてまいりましたが、平成19年の参議院選挙から新聞折込みによる配布を実施しておりまして、その後、国政選挙、県知事選挙、県議会選挙、そして平成22年の市長選挙と23年の市議会選挙でも既に実施をしてございます。県下19市でも今、半分くらいがこの条例化制定してございまして、残り、実際に行政の配布システムでやっているところもございまして、まだ未設定となっております。公選法の規定に準じましてここで条例整備をするものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

○柴田博委員 法律が変わったのは昭和49年で、長野県でも平成10年に変わっていて、塩尻市では今回ということですけど、今回変えなきゃいけないということになった理由は何なんですか。

○選挙管理委員会事務局長 先ほど言いましたように、国政選挙は国の法律でやりますし、県関係は県の条例でやっております。またここで、既に実施はしておりますが身近な選挙がございまして、整備見直すことによつて改めて整備するものでございます。以上です。

○柴田博委員 だから、今回やるっていうのは、どこから出てそういうことになったわけですか。今までも、条例には書いてなくても、市の選挙でも折り込みにしてたわけでしょ、実際には。

○選挙管理委員会事務局長 1回、それぞれ実施をいたしまして、条例整備の中で県とも相談して、これは変えることが適当であるという助言いただきまして、ここでやることになりました。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、ないようですので自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。いいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○委員長 それでは、議案第3号選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第5号 公平委員会委員の選任について

○委員長 次に、議案第5号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 議案関係資料の27ページをお願いします。議案第5号公平委員会委員の選任について。提案理由でございますけれども、公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

概要ですが、委員3人のうち古田澄人氏が平成26年6月21日に任期満了となることに伴い、再び同氏を適任者と認め選任しようとするものであります。同氏につきましては、平成22年6月から公平委員をお願いしております、ここで1期目が終了するものでございます。略歴につきましては、次の28ページをごらんいただきたいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

○中原輝明委員 この人はあれ、今までに過去は何か経歴はあるの、公職の。公職の経歴はあるの、過去に。

○人事課長 この方は民間の電力会社を定年でやめられた方として、その後、地域等の役職等を行っております。以上です。

○中原輝明委員 この方は、いい、悪いじゃなくて、公平委員会ってのは、3年間のいとに何回あって、具体的に何か事件か何かあって、それを何かしたってことがあるの。そういうことが何回もあるの、公平委員会ってのは。定例会もあるの。定例会。

○監査委員事務局長 定例会と言いますか、公平委員会の役割は、基本的には地方公務員法の労働基本権が制限されている代償措置として、職員の勤務条件に関する措置の要求、それから職員に対する不利益処分を審査するために設けられている行政委員会ということになっています。ただし、ここ数年と言いますか、職員の勤務条件の措置請求やら不利益処分の申し立てというのはございませんので、本来の業務であるあれに関しては開催した経過はございません。ただし、職員団体の登録という業務がございまして、つまり登録されて認められた職員団体の職員以外はこういった措置請求等が行えないような形になっております。職員団体の登録に関しましては、その職員団体の役員ですとか、その規約の変更等がございまして、それが例えば、具体的な例で言うと、私ども今2つ職員団体を持ってまして、1つは塩尻市職員労働組合、もう1つは長野県教職員労働組合中信支部の塩尻単位組合という2つを持ってございまして、そこに関しましては、毎年役員が交代等がございまして、それぞれその役員交代について登録事項の変更の審議をしています。ですから、最低毎年2回会議は開催して、それを認める、認めないという審査をしております。業務はそういったところです。以上です。

○中原輝明委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。自由討議、これは、自由討議はあれだな。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号公平委員会委員の選任については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号公平委員会委員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○委員長 議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 続きまして、議案関係資料29ページをお願いしたいと思います。議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について。提案理由でございますけれども、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

概要ですが、委員3人のうち上野敏勝氏が平成26年6月30日に任期満了となることに伴いまして、新任であります市川正男氏を適任者と認め選任しようとするものでございます。同氏の略歴につきましては、次の31ページをごらんいただきたいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

○中原輝明委員 今、3人とされたけども、3人の皆さんは誰と誰だい。

○人事課長 2期目が1人いらっしゃいまして、中村百合子さん。それから昨年の7月からお願いしてまして、この方1期目ですけども、小倉康男さん、それと今回上野さんが一応退任ということでお願いするものでございます。

○中原輝明委員 ただ、俺心配する、心配ってことはないけども、仲間内でやっていただけではいけないような気がするだよ。新しい感覚を入れて、改革っていうか、変革っていうか知らないが、やるには、役所のOBつきりじゃ。OBって、今回もOBだわな、はっきり、役所のOBだがさ、そういう皆さんだけではいけないような気がするが、どうですか。仲間だけでいいと思う。

○人事課長 委員さん、おっしゃるとおりでございます。昨年の7月の小倉さんにつきましては県職のOBでございます。ただ、慣例によりまして、市の固定資産税の仕組みとか内容に精通した者を1名、毎回ちょっとお願いしてるといことで、今回、市のOBの中から再びお願いするものでございます。以上です。

○中原輝明委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにございますか。これ、審査にかかわったような事件というか、あれは、今までどの程度あるか、ちょっとお聞きします。

○人事課長 審査にかかった事例でございます。最近はございません。審査の申し出があったのが、一番最近では平成21年にございました。その前が平成16年ということでございます。以上です。

○委員長 ほかになければ終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 両小野国保病院組合規約の変更について

○委員長 議案第8号両小野国保病院組合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第8号両小野国保病院組合規約の変更について御説明いたします。議案説明資料にて御説明しますので33ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、両小野国保病院組合管理者から協議を求められました同組合の規約の変更について地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますけれども、組合の共同処理する事務に、組合が定める医療、介護等に関する計画に基づく事務を加えるものです。新旧対照表で御説明をいたします。新旧対照表、ページめくっていただきまして、お願いいたします。左が改正案でございますけれども、第3条第1号までが従来の内容と同等でございます。第2号としまして組合が定める医療、介護等に関する計画に基づく事務を加えるものでございます。この、ここで申します計画でございますけれども、去る5月16日の総務環境委員会協議会等でお示しをしました基本計画に基づく事務でございます。具体的には、老朽化した診療所を移転改築する。それから診療所は初期医療、訪問診療、予防診療等を担い、基幹病院等と連携しながらあわせて保健介護、福祉サービス等を包括的に提供することを目指すなどを内容とするものでございます。

ページ戻っていただきまして、規約の施行等でございますが、長野県の許可の日から施行するものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑ありましたらお願いします。

○柴田博委員 新しく診療所を建てかえて、実際に厚生連の施設でやっていただくようになるわけですが、そのときに、厚生連が診療所以外に介護施設等のサービスを行う場合に、組合の規約としてこういうふうに変えておこなきゃできないという、そういうことなんですか。それとも、それとは別に今の組合の中でこういうことをやりたいということなんですか。

○健康づくり課長 今回の計画の中でですね、包括的にやるということを含めた中で、今回は用地としてですね、新たにできる保健介護施設の用地の取得なども組合でやろうというふうを考えておりますので、その意味で組合のやる事務というものも少し明確にする。それで計画に定める事務というふうに入れさせていただいた、そういう内容でございます。

○柴田博委員 こういうふうに変えないと、新しく診療所になり厚生連の施設ができたときに、介護とかの部分のサービスも提供するようなことができないですかという事。

○健康づくり課長 そういうことでございます。

○柴田博委員 じゃあ、いいです。

○委員長 ほかにございますか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号両小野国保病院組合規約の変更については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号両小野国保病院組合規約の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の変更契約の締結について

議案第10号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について

議案第11号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について

○委員長 次に、議案第9号、第10号、第11号、関連しておりますので、一括議題としたいと思います。説明を求めます。

○安全・施設整備担当部長 それでは、お願いをいたします。議案関係資料の35ページから説明をさせていただきたいと思います。議案第9号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の変更契約の締結についてであります。

提案理由でございますが、本請負契約の変更契約を締結するにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要でございますが、目的につきましては建築主体工事でございます。2番の相手方でございますけれども、岡谷・清沢土建特定建設工事共同企業体でございます。3番、変更内容でございます。内容的には、金額、それから工事内容の一部が変更となるものでございまして、変更後の金額3億9,650万4,000円ということで、3,110万4,000円の増額をお願いするものでございます。変更の理由につきましては、アスベストを含む吹付け剤、これの撤去工事、それから床改修工事等を追加するというものでございまして、具体的に概要を申し上げますと一番下の欄になりますけれども、アスベストを含む吹付け剤の撤去、これにつきましては、1階と5階でございまして、まず議場、これにつきましては、作業を天井の改修にあわせて既に進めて完了をしております。それから5階の食堂、それから1階になります。市民ホールの円形部分、それから正面玄関の部分、この部分が該当になります。あわせてですね、36ページから38ページまでの間に工事箇所をですね、少しぼかしを入れながら追加工事の箇所をお示しをしておりますので、あわせてごらんをいただきたいというように思います。次に床改修につきましては、2階の部分で床材の改修を一部増工をかけたいというものでございまして、あわせて3階についても一部、それから東階段、大分傷んでおりますので、ここの床材を改修していきたいというものでございまして、408平米ほどを増工させていただきたいというものでございます。その次に物品棚等の設置工事ということでございますが、これは地下の1階になります。図面で申し上げますと36ページ

の上のところになりますが、変電室と電気棟の発電機室がございます。これにつきましては、今度建物の南側に新たに設置するというので、この中があいてまいります。そこへですね、書庫、それと倉庫等として活用をしていきたいということで棚の設置を増工をさせていただきたいというものでございます。それから、椅子の関係になりますが、議場の椅子、これにつきましては固定の椅子ということで22脚、これは行政側が、また議長席等になりますけれども、22脚を固定という形で設置をしていきたいというものでございまして、これを工事の中へ増工をさせていただきたいというものでございます。なお、議員側の椅子につきましては可動式という要望をいただいておりますので、これは物品として購入をさせていただいて設置をしていきたいということで考えているものでございます。

続きまして39ページ、ごらんいただきたいと思います。議案第10号でございます。機械設備工事に関するものでございます。提案理由でございますが、先ほどと同じでございます、機械設備工事に係る契約変更について議会の議決をお願いするものでございまして、契約の概要としまして、相手方としましては、企成・南信管業特定建設工事共同企業体でございます。3番目の変更内容でございますが、金額、それと工事内容の変更でございますが、変更後の金額3億1,479万6,600円、326万1,600円の増額をお願いしたいというものでございます。

変更理由でございますが、今回工事を進めていく段階でですね、水道管、当初設計に入っていなかった部分、この部分のですね、本管部分と給水部分、大分老朽化が進んでいるということで改修を追加させていただいたというものでございます。延長としましては、あわせて269メートル、本管部分で80ミリで114メートル、その中に含まれております。あと給水部分が155メートル、このような内訳でございます。

それから続きまして40ページになりますが、議案第11号、電気設備工事でございます。これにつきましては、変更契約を締結するにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。契約の概要でございますが、相手方としましてアイネット・小松電気設備特定建設工事共同企業体でございます。

変更内容でございますが、金額、工事内容変更でございますが、変更後の金額2億5,267万5,000円、1,485万円の増額ということでお願いをしたいと思います。

変更理由でございますが、当初電気関係、照明関係をLED化にしていくということで進めておりました。その中で基本的には事務室、多く使う場所から改修をしていきたいということで、1階、2階、3階、あと4階の一部事務室、これを当初設計に盛ってございました。その後ですね、照明等进行检查に出したところ、コンデンサーが、既存の照明ですけれども、コンデンサーにポリ塩化ビフェニル、通常PCBと呼ばれる有害物質が含まれているということが調査の結果わかりましたので、今回の改修において、当初予定してなかった照明、これを全て改修をしていきたいということで、LED化をしていきたいということで、486台追加をさせていただきたいというものでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。委員の皆さん、ございましたらお願いします。

○柴田博委員 主体工事のほうで、アスベストの含有吹付け剤の撤去の関係ですけれども、改めてこれはどういう経過で今回やるようになったのか、その経過の説明と、それから今までずっとそのままだったわけですけど、健康上の問題等なかったのかどうかということと、それから今回その合計の額が出てますが、このアスベストの関連だけでどれくらい工事費がかかるのか、その3点をお願いします。

○安全・施設整備担当部長 まず、なぜかということでございますけれども、以前に石綿を吹付けた、アスベストを吹付けたもの、断熱効果とか防災上の観点で吹付けた箇所については既に撤去をしてございます。今回行うのは、それとは違って石綿材を含んだもので装飾的に使われてた部分でございまして、その部分を今回疑いがあるということで工事の中で検査に出したところ、やはりレベルで言うと、分類でいくと1、2、3というようなのがあるんですが、レベル1に含まれてる部分、こういう部分を含んだ吹付け剤であるんで大規模改修の折には撤去したほうがいいよという基準がありますので、それに基づいて増工させていただいたということでございますし、健康上の問題ですが、検査で現場で何カ所かしましたけれども、現時点で飛散しているということはないという、そういう検査結果が出ておりますので、この機会にですね、撤去をさせていただきたいというものでございます。

それから、かかる経費ということもございますけれども、工事費ということもございますが、総額で請負に換算しまして約1,800万円ほど、この撤去また天井の復旧等に費用がかかるということもございます。

○柴田博委員 それで、アスベストが入っている可能性があるかもしれないということで検査したということですが、それは、当初の建設時の仕様書等でそういう可能性があるってことはわかっていたのか、それとも今回の改修に当たって見た段階で改めてそういう心配が出てきたのか、その辺についてはどうだったんでしょう。

○安全・施設整備担当部長 当初、設計コンサルに今回の設計を委託したときに、その判断の中でこの吹付け材料については、場合によってはそういうアスベスト剤が含まれてる、年代的にですね、可能性もあるということとは聞いておりました。ただし、今回の工事の中でその検査も一緒にするように発注をしてございまして、それを外部へ調査委託をして、その結果、今回アスベスト剤を含む、そういう形の吹付けをされているということで、今回議会棟を撤去するという話がございましたので、まずそこを先行してやったということございまして、それ以外にも調査の段階で疑わしいところは今言った箇所でございます。それもやはり含まれていたという、結果的にはそういうことの経過で増額をさせていただくようにということをお願いするものでございます。

○柴田博委員 もう1点お願いします。そうしますと、以前アスベストそのものを吹付けてたやつを撤去したときには、今回の箇所については全然心配はしてなかったという、そういうことですか。

○安全・施設整備担当部長 基本的にあくまでもアスベスト材を吹付けた、石綿を吹付けたところについて撤去ということで基準的にはなっておりますんで、あくまでも今回のようなケース、これは大規模改修とかそういう場合があった場合には撤去することが望ましいという、そういうような基準になっております。ですから、その時点では撤去の必要性自体については特段意識はしてなかったということでございますし、先ほども申し上げましたが、そんなにアスベストとは違って常に飛散をする危険性は高いものではございませんけれども、これから何十年か使っていく建物でございますので、そういうものが、いずれかは撤去しなきゃいけないものでございますので、今回の改修にあわせてそのような措置をさせていただきたいというものでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 今の柴田委員の関連で、工事の期間というか、工事についてなんですけれど、議場は遮断というか、市民とか私たちとか入らない時期にやれば、健康的な被害とかね、心配される必要はないんですけど、1階は市民とか市の職員もいるところでアスベストの工事をするっていうことになるのと、立ち入りを禁止するの

か、誰もいないときにやるのか、その辺はどういった計画ですか。

○安全・施設整備担当部長 36ページの下の図面をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、アスベストに関して見ますと、市民ホールの円形部分と先ほど申し上げましたが、エントランスの部分の天井、ここにございます。それで、これを撤去し、改修をするのに連続でやっとしても約2カ月かかります。それで、仮設計画を組む中では、この中をですね、仮囲いを、円形ホールと言いますか、ホールを仮囲いすると同時に南側も、外側も全て一旦全部囲いをして、なおかつその中で二重の囲いということでもありますけれども、アスベスト材を含んでいるところ、撤去する部分はもう一度二重の囲いをして、それでフィルターをつけた空気を外へ吐き出すものを設置して、それから外のほうへ空気を吐き出すという形の工事になります。ですから、正面の南側からの出入りにつきましては、2カ月出入りができなくなるということで、市民ホールの関係、一番影響が出るわけでございまして、この辺のところをですね、囲いは最小限にするとともにですね、市民課の受付カウンターの位置を、事務スペースを少し下げて広くしたりしながら、市民の皆さんが来られて受け付けをしたりするのに支障が最小限ないような対応をですね、担当課のほうと現在詰めておりまして、予定としましては、業者の手配としましては、やはりなかなかこういう時代、下請けがなかなか厳しいんですけれども、7月の頭ぐらいから8月いっぱいぐらいにかけて一気にここを仮囲いの中で工事を進めさせていただきたいと。その間は、北側の階段、それからスロープ、こちらのほうへ市民の方を誘導していきたいと。またスロープのところへは、呼び出し用のブザーなりインターホンになるか、どちらかを今考えておりますが、それで介助なりが必要な方の対応についてはそんなような形を想定しながら、今現在、実際の工事の関係を詰めている、そんな状況でございます。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 改修工事だもんですからね、やっぱりこういう変更っていうのは当然っていうか出てくる可能性は十分あると思うんですが、先ほど百瀬部長さんの話を聞いておりますと、新しいとこへどんどん入っていくと、いろいろの老朽化したものが発生して、そして変更になってきているというようなことですが、大体もうこれだけ時間がたってるもんですから、全体を把握されておるのでしょうか。というのは、これからもこういう変更がどんどん出てくる可能性があるかということが1つですね。そしてもう1つは、当然こういう改修をやる時には相当細かいところまで見てあると思うんですが、特に目に見えるところですね、ここの今の主体工事のところは、床の張りかえや何かが408平米あるということなんです、これはもう完全に見えるところだもんですから、それが新たに追加になったっていうのは何か特別な理由があるのか、その2点についてお話を聞かせてください。

○安全・施設整備担当部長 まず最初、さらなる変更がという点でございますけれども、基本的にですね、天井裏の配管とかダクトとか、それから既に縦に入っている、壁の中に組み込まれている、そういう管類、こういうものは事前調査をしようとしても調査のしようがないということで、あくまでも推計で当初発注をさせていただいて、トイレを取り壊したときに実際本管を調べたところ、その中が老朽化が激しくてもう耐えられないだろうというようなことで今回やらせていただいています。今後想定されるものとしましては、1つには東側の水道の本管、東側のトイレを改修するについて縦に水道管が入っていますが、本管が。この部分が恐らく耐えられないんじゃないかなというのを1点危惧しておりますが、これについてはまだ調査ができませんので保留という形になっております。あともう1点は、食堂のダクト関係。これ実際今回食堂へ入るわけですが、まだダクトの中がち

よっとよくわからないんですが、もう見ましたところかなり油がしみ込んでいてですね、場合によっては火災の心配もあるという専門家の指摘がございましたので、その辺をどうするかという。大きく工事的にはその2カ所くらいが、現在まだ決まってない状況でございます。

ただもう1点、工事とは直接、増工とは関係ないんですが、2月に労務単価が7.1%上がっておりまして、これを契約に基づいて、物価スライド条項に基づいて国、県では単価見直しをしていくということで出ておりまして、現在、請負JVの中では建築主体と機械設備の、この2JVから物価スライド条項の適用をお願いしたいというのが、4月に申し出が出ております。これにつきまして、現在設計単価の見直しを進めておりまして、その部分につきましては、必要によっては9月の議会において補正提案をさせていただく可能性があるということでございます。

それから、例えば床材、床等、目に見えるところで増工をかけるのはなぜかということでございますが、当初概略設計を行った平成24年の秋、その後ですが、25年の4月には労務単価が15.1%上がっております。それで、できることならばフロア、床をですね、かなり傷んでるので改修をしたらどうだという意見をいただいておりますけれども、その当時につきましては発注段階で厳しかったということの中で、本当に傷んでいるとこの一部の部分しか設計の中に入れていなかったということで、今回もう少し見る中で、市民が来られて支障があるじゃないかと思われる部分を少し広げさせていただいてですね、その部分については増額をかせかせていただいたということで、この辺につきましても3月の26年度予算のときに、若干そのような部分お願いできればというようなことで上げさせていただいたかなというようにも思っておりますけれども、そのような経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長 今、スライド条項というような話もあったんですが、おおむね大体今のあれでは、どのくらいの可能性があるんでしょうか。

○安全・施設整備担当部長 なかなか建築関係については、見積もりというものが非常に多く使われるので、非常に単純な労務単価の積算だけでは難しいんで、今、時間を要しております。相手方からは、建築で言いますと1,600万円ぐらい増額をしてもらえないでしょうかというような口頭のお話は聞いておりますが、私どものほうで現在はじっている段階ですが、300万円ぐらいが妥当なところじゃないかなというような、労務単価で言えば、大分開きがございます。それで、県とか周辺の自治体にも聞いておりますが、この辺については、建築については見積もりが大分中心になってくるので、非常に見方については難しいよという話がございます。ちょっと細かい話で失礼ですが、例えばある自治体では、業者に再度、業者って言いますか、設計会社に再度再委託をして、全部見積もりを取り直して全部入れ直すというような作業をしているところがございます。場合によっては、労務単価と時勢単価ではじっている部分のみ変更をするよという自治体もございまして、最終的には相手方との協議ということで決まってくるわけでございますが、かなり開きがございまして、今、再度精査しながらちょっと相手方と協議をしながら進めていきたいというように考えております。以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 今の関連のどこだけでも、何、椅子が22脚ってあるけどさ。これは理事者側の何だ、腰かけは、脚はちゃんとその前に注文してあるわけ。そこだけが抜けてるわけ。

○安全・施設整備担当部長 2脚については、これは市のほうの発注ではございませんので、業者側から発注するものでございますので、まだ現段階では発注はしてございません。ただ、議員さん方の可動式の椅子ですね、可動式の椅子につきましては、先日市内業者で入札を行って既に発注をさせていただいております。それは、合わせまして26基、備品として発注をさせていただいております。

○中原輝明委員 何、今の話は理事者側の椅子は別発注。固定にしても何にしてもさ、一括でやるんじゃないの、これ。別々にやるの、発注は。

○安全・施設整備担当部長 一番最初、当初は私どもの考え方としては、議会側のほうで可動式をという御要望をいただいていたので、可動式で全部を備品として一括購入をしていきたいという考えでございました。その後、庁内の中でいろんな意見が出てまいりまして、議会側のほうは、議員の皆さんの御意見をそのまま反映させることがいいんでしょう。市の職員、理事者ほか座っている側については、答弁の際によく出て歩く。それで後ろが非常に狭いという中でつまずいたり、いろいろ見たとこ悪いつて言やあ変な言い方ですけども、そういう部分で可動式にするといろいろと問題があるんじゃないのということで、やはりそこはぴしゃっと固定にして、出入りに支障がない形のほうがいいんじゃないかという結論が出てまいりましたので、今回、26年度の当初予算の中にその部分の椅子を工事で設置するっていう形ですんで備品で購入するわけにはいきませんので、工事としてその部分についてはこの中に含めさせていただいて発注をしていきたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○中原輝明委員 椅子はどのくらいするの。

○安全・施設整備担当部長 固定式の、今回工事の中で見ている椅子につきましては、工賃を入れて1脚当たり20万6,000円ほどになります。

○中原輝明委員 それは今、原価ではどのくらい。20万1,000円、工賃入れて、それははっきりしてよ。あのね、今、あの椅子を20万円だ、30万円だなんて言つてりゃ、一般の市民に叱られちゃうわ。公開してみ、我々は20万円、30万円の椅子に座るような桁じゃないわ。もう少し、俺ははっきり言うけども、本当に精査してやりましょ。これはえらいことだよ。それじゃ、理事者側の椅子なんて30万円もしやしないか。

○委員長 今のが、理事者側。

○中原輝明委員 理事者側じゃなくて、俺たちの椅子さ。

○委員長 議員用のやつを、それじゃ。

○安全・施設整備担当部長 議員、皆様の椅子ですけども、これは可動式でございますので、設置手間等がありませんので16万1,000円ほどになります。

○中原輝明委員 ちょっと待って。これは楽しくやらなきやいけんが、ちょっとやらなきやいけん。理事者側の椅子が、皆さんにちょっとお聞きしたいのは、理事者側と我々との格差が歴然と今出てきたがさ。いいかい。冗談じゃないよ。もう少し謙虚になってやってよ。それよりも、そんなら間隔を広げましょ。理事者側の間隔を、この際だ。あんな狭いとこはだめさ。それは俺、前から思つてただよ。そのくらいなことをやったって議会、何も言わないよ、事実大変だわ、あれは。金なんてかかったっていいだ、それは。やらなきや、将来的なことだよ、もう。もう少ししっかり考えてくれや。いいかい。皆さんが30万円、我々が16万円、あの中の椅子で、そんなばかなことがある、笑われちゃうよ。そんな皆さんが、そんなに立派なもんじゃないだ。みんな、人間っ

て同じじゃないか、何言ってるだ。もっと考えて。こんなもの公開すりゃ、えらいことだぞ、笑われちゃうよ。議会にはどうもばかどもだし、言わない人も立派な人だって言われるわ。副市長、これは、ちょっと考えなきゃだめだよ。30万円の16万円なんて、とんでもない話だ。

○委員長 20万円だ。

○中原輝明委員 20万円か。

○委員長 固定の椅子の値段と設置代と分けて、少しちょっと説明してください。何かえらい差別されてるようだって言って怒ってるから。

○中原輝明委員 されてるだ。

○安全・施設整備担当部長 椅子につきましてはですね、前々から議員の皆様方から特に言われていて、私たちも十分その点については注意をしているつもりでございますけれども、今、御指摘させていただいておりますが、私どもとしては値段は確かに高いというように思いますが、しっかりした椅子を長い間使っていただきたいということと、やはり大分腰を痛めてるという御意見もいろいろいただいている中で、それで議場の椅子ということで見ますと、各メーカー見ますと、大体見積価格等、市場価格等を見ますと、このぐらいの金額が今一般的になってます。決して安いと思ってるわけではございませんけれども、議会だよりも書かれておりましたが、非常に椅子が悪くて腰を痛めているというような御意見もいただく中で、私たちもどの辺がいいか、さんざん悩んでおりました。とは言ってもパイプ椅子ってわけにはいきませんし、その辺でですね、悩んだ上で議会事務局側のほうに、これ、受注してから製造するものでございますんで、1脚つくっていただいて、それで議会の皆さんから御意見をいただいて、それでよろしかったらば、それで決めていきたいということで、議会事務局のほうにもお願いして見本を1個置いて、それで私どものほうにはこの程度でいいじゃないかということで御意見いただいたものですから、高いことは高いんですが、しっかりしたもので長く使っていただくということを考えて、頑張ってるこの椅子を購入するかなというように考えてきたところでございますんで。決してお金がふんだんにあるんで高いものに座りたいんでということ言ってるわけではございませんので、その点については御理解いただきたい。市長もですね、そんなに高いのって言って、確かに言われておまして、もっと安いのないのっていうこと言われておりましたけれども、最終的にはいろいろ見る中で、なかなか議場にあったものでしっかりしたものということになってまいりますと、やはりこのぐらいのものになってきているのが今の現状でございますんで、市民の皆さんの感覚からするとびっくりするなという御意見は、私も最初から、見積もりをもらったときから、非常に悩んでいた点でございます。けれども、じゃあ安いおぞいを入れて数年で調子悪いつてことになれば、それまたせつないことでございますものですから、そういうことの中で、この辺を選択させていただいたということでございますので、その辺の経過をぜひとも御理解をいただきたいというように思います。

○委員長 いいですか。

○中原輝明委員 はい、しっかり理解した。

○委員長 それから、昨年度からこれまでの、これは新しく追加になって、総額はどのくらいになったわけですかね、10億円超してきてるってことか、現在まで。

○安全・施設整備担当部長 工事の総額でございますけれども9億6,397万5,600円、これが今回の大規模改修工事の3JVに委託している金額の合計でございます。

○**委員長** その前に昨年度から設計だとかいろんなことかかってきた金額、いわゆるここの大規模改修・耐震化の総額ってのはわからない。

○**安全・施設整備担当部長** 全て総額を、事務費等も入れてでございますけれども、24年度の調査費からこの3カ年の合計で10億2,600万円ということでございます、現段階でございますが。

○**委員長** はい。そのほか、よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体）（機械設備）（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結についての第9号、第10号、第11号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第9号、第10号、第11号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費

○**委員長** 議案第13号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費についてを議題といたします。説明を求めます。

○**企画課長** それでは、議案第13号、別冊をお願いいたします。別冊の議案第13号をお願いいたします。それでは、歳出からお願いいたします。11、12ページをお願いいたします。

2款1項8目地域づくり振興費でございます。コミュニティ活動支援事業830万円でございます。これにつきましては、宝くじの収益金を活用いたしました助成事業でございます。本年度4件採択となりましたので、補正をお願いするというものでございます。内訳を申し上げます。まず一般コミュニティ助成事業で2件でございます。内訳は町区の上町町内会の舞台、山車でございます。山車の車輪の新調をいたす事業に250万円でございます。それから郷原区の公民館備品、椅子等の備品を整備する事業、こちらに190万円でございます。それから防災資材整備に対する助成事業が2件ございます。内訳でございます。高出五区に200万円、それから松原区に190万円でございます。なお、この市からの830万円の補助金につきましては、全額宝くじの収益金から補填されるということになってございまして、同額を歳入に予算計上しているものでございます。地域づくり振興費については、以上でございます。

○**健康づくり課長** 4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、予防対策事業経費で12ページの中ほどでございます。これにつきましては、予防接種法の政省令の改正によりまして、新たに水痘、水ぼうそうと呼ばれるもの、それから成人用肺炎球菌が本年10月から定期予防接種、接種が強く勧奨されること、そのようになったために増額補正をお願いをするものであります。具体的には、水痘につきましては1歳から5歳未満の者、約2,400人でございますけれども、それに対して予防接種をする費用。それから成人用肺炎球菌につきましては、65

歳から5歳刻みの者等を対象とし、約2,900人分の接種に要する費用を補助するものでございます。

主な内容につきましては、1つ目のポツ、消耗品費2,575万円余は、ワクチンの費用。それから4つ目のポツ、個別接種医師委託料1,278万円余は、接種に係る委託料でございます。

次に3目保健対策費の健康増進事業1,781万円余でございますけれども、女性特有のがん、子宮頸がん、乳がんにつきまして、平成21年度から働く女性支援のために検診の無料クーポンを送付をし、がん検診を推進してまいりました。この平成21年度から24年度までの未受診者に対しまして再度無料クーポンを送付をし、がんの早期発見、早期治療を図ろうとするもので、対象者は子宮頸がんが4,950人、乳がんが5,065人でございます。このたび国の補助対象となりましたので、補助金の額は2分の1でございますけれども、増額補正をお願いするものです。この主なものにつきましては、下から2番目の黒ポツ、保健対策事業委託料が塩筑医師会と健康づくり事業団へ委託するもので、その下のがん検診助成金につきましては、既に今年度このがん検診を個人負担でされた方に対して助成をするものでございます。国の補助率は2分の1で890万円の補助金を財源として見込んでございます。説明は以上でございます。

○財政課長 それでは、歳入につきまして説明させていただきますので、7、8ページをお願いいたします。まず、14款国庫支出金でございます。2目5節老人福祉費補助金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金471万6,000円の計上でございますが、既存でございます小規模福祉施設、グループホームでございますけれども、この1カ所のスプリンクラー設備の設置に伴いまして、これは国のトンネル補助金でございます、これを交付をするものでございます。これにつきましては、平成27年4月から消防法の改正がございまして、面積にかかわらずスプリンクラーの設置義務が課せられるというものでございまして、現在市内でスプリンクラー設備の設置がないのがこの本施設1カ所ということでございます。

続きましてその下、保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金につきましては、先ほどがん検診のクーポン事業で説明したとおりでございます。

次に国庫支出金の中の2節農業費補助金と、次にまいりまして15款の県支出金で農業費補助金がございます。一括して説明をさせていただきますが、国庫補助金でございます農業経営対策事業費補助金1億3,790万円、また県補助金の経営体育成事業補助金5,560万円につきましては、今回の大雪によりまして被害を受けた農家の営農継続を支援をするため、農業施設の撤去、復旧及び再建にかかわる補助金でございます。内訳を申し上げますと、まず農業施設の撤去につきましては320棟、事業費で880万円を見込んでおります。このうち財源といたしまして、国が10分の5、県が10分の2.5、市が10分の2.5という財源内訳になっております。また農業施設の再建、修繕につきましては280棟、事業費で2億6,700万円を見込んでおりまして、財源といたしまして、国が10分の5、県が10分の2、市が10分の2という財源内訳になっております。

続きまして、2節土木費補助金、観光地トイレ整備推進事業補助金200万円につきましては、県で進めております観光地のトイレの整備を中心にイメージアップを図りまして、美しい観光地域づくりを推進するという補助率2分の1の事業でございますが、このたび道の駅小坂田公園の外にございます便器の洋式化、また床の補修工事に対しまして3月20日、200万円の交付の内示があったものでございます。

このページの一番下、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正額に対しまして一般財源の不足額を財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。諸収入の10ページの一番上、コミュニティ事業助成金につきましては、先ほど説明がございました宝くじからの収益金による社会貢献事業による助成金でございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

○山口恵子委員 12ページの衛生費で、予防接種の関係でお聞きしたいと思います。特に高齢者の肺炎球菌のワクチンは市民からも要望が多くて、今回国でこういうふうな法律が変わって実施できるようになったということは前進したというふうに捉えられるんですけど、その周知をどのようにお考えなのか。今年度の10月ということですので、しっかり周知していただく必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○健康づくり課長 これからです、これ、具体的にになりましたらば広報で周知するとともに、それから皆さんのところに個々に通知をお送りする中で接種を促す、そういう方法をとってまいろうと思っております。

○山口恵子委員 インフルエンザの予防接種はかなり高齢者市民にしっかり浸透してきているので、インフルエンザと比べると、今回新しくこの制度がありまして、対象が5歳刻みで65歳からなので、その1年間の時期をずらしてしまうとなかなか接種できないということを考えますと、先進的に取り組んでいる自治体の様子を見ますと、個別通知案内だけではなかなか徹底できないということがありまして、予診票ですかね、それも一緒に同封をしてやると実施率が高く出ているっていうような結果も出てるので、その辺ちょっとまた工夫を、特に初年度は徹底するっていうことが難しいかなと思いますので、工夫をしていただくほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○健康づくり課長 ちょっと具体的なですね、お知らせの仕方については、係長のほうからお答えいたします。

○保健予防係長 肺炎球菌の周知につきましては、今、委員さんおっしゃったとおり、予診票も一緒に合封する予定になっておりまして、お知らせの紙と通知票を一緒に合封して、対象者に個人通知をする予定になっております。インフルエンザの時期と重なってしまいますので混同しないように気をつけたいと思っております。今できるかどうかはちょっと検証中なんですけど、インフルエンザの予診票と肺炎球菌の予診票を合封させていただいて、65歳から5歳刻みの方については同封筒と一緒に通知をさせていただければなというふうに考えております。

○柴田博委員 大雪の被害に対する支援のところですけども、ハウスの再建に当たって、持ち主が払うのは1割ということだったというふうに思うんですけども、1割で言うと2、670万円が1割で280棟を再建すると約100万円弱になると思うんですけど、これで大きき的には大体どれくらいのものかというのは、もしわかったら教えてください。

○財政課長 農業施設の再建にかかわる施設の規模でしょうか。

○柴田博委員 はい。

○財政課長 今のところ資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○柴田博委員 それとですね、撤去にかかわるものが320棟で、再建が280棟で、その差が40棟くらいあるわけですけど、それはもう壊れたけど、撤去はしたけどもつくらないっていう、そういうことっていうことですか。

○財政課長 再建をいたしますと、国の補助を受けてるものですから14年間はこの施設を持って営農をする必要があるというようなことで、施設栽培をやめて露地栽培に変更するという農業者も少なからずいるということ

でございます。その差が露地栽培に移った農業栽培に切りかわるというようなことで考えていただければよろしいかと思えます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 いいですか。ほかに。

○山口恵子委員 先ほどの肺炎球菌の予防ワクチン、1点聞き忘れたんですけど、今回スタートが10月からということで、その基準日は今後ずっと毎年10月になるのか、また4月からに変更してしまうのか、その辺はどうでしょうか。

○健康づくり課長 この件も、ちょっと係長から答弁させます。

○保健予防係長 時期についてなんですけれども、肺炎球菌については年度年齢でその年に65歳になる方たちが対象になりますので、この時期だけではなくて、来年度27年につきましては4月1日から対象になることができますので、今回年度途中ですのでこの10月、11月から始まる予定なので、この時期からしか通知ができないんですが、来年度につきましては、4月1日時点で対象になるということになりますので、その時期に合わせて一斉に通知できればいいなと今は考えておりますが、まだちょっとはっきりしていないんですが、対象者につきましては、もう来年度4月1日から受けられるようになるということになりますので、通知できるようにちょっと考えていきたいと思っています。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号については、当委員会に付託された部分について全員一致をもって決すべきものと決しました。

これで、昼食休憩に入らせていただきます。1時15分、再開としたいと思います。1時15分、再開をお願いします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○財政課長 恐れ入ります、先ほど議案第13号で柴田委員さんから御質問のございました農業被害のハウスの規模でございます。被害棟数につきましては、全員協議会で517棟ということで説明申し上げたわけなんです、規模につきましては、まださまざまなものがございます、ほとんどがパイプハウスというようなことで、面積的には50平米から300平米ということだそうでございます。また農機具格納庫につきましては鉄骨のも

のでございまして、これは50平米以下ということで、これが主なものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 はい。

請願6月第2号 「集団的自衛権」に関する歴代政府見解の堅持を求める請願

○委員長 それでは、請願の審査を行いたいと思います。当委員会には1件の請願が付託されておりますので、請願6月第2号「集団的自衛権」に関する歴代政府見解の堅持を求める請願が出されております。事前に文書配付されておりますので朗読は省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 請願者が4名お見えになっておりますので、代表して説明を受けたいと思います。野沢さんお願いします。

○請願説明員 きょうは、説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。塩尻で司法書士をやっております野沢貞人と申します。

まずですね、この請願が3つの団体によって請願されているということを言いたいと思います。それぞれの団体は特に連携をしているということではなく、それぞれの活動をしているわけですが、今回、集団的自衛権というものを認めるという閣議決定をするという動きがありまして、それについては、やはりいろんな活動を超えてですね、日本の将来にかかわるということでこの請願を出させていただきました。この請願の趣旨は、書いてありますように、集団的自衛権そのものの是非とかそういうものを問うものではありません。堅持する、今まで歴代政府が堅持してきた見解をですね、堅持するということを求める、それだけの1点についての請願でございます。

まずですね、今の動きについてはですね、手続きに問題があるんじゃないかと思います。手続きというのは単なる段取りではなくてですね、そのもとになる法、あるいはこの憲法の趣旨をですね、保障する、そのためのものだということがあります。この請願自体もですね、憲法16条に基づいて請願をさせていただいているということですので、私たちは、その法律、もっと言えば、もとになる憲法そのものによって今暮らしているというわけです。今回、9条、趣旨そのものの変更に当たるような解釈変更、これがですね、国民主権を否定するような手続きによって行われているんじゃないかと思います。御案内のとおり、96条については、私たちの代表である国会議員の3分の2の賛成で国会が発議すると。そしてさらに、国民の2分の1の賛成を要するというように定められております。私たちは、この憲法にあぐらをかいてきて平和を享受してきたわけではありません。この歯どめ、あるいは、ここで私たちが意見表明する機会が確保されている、その点を信じて今まで来ました。しかし今回ですね、政府から国会、今、与党の中で協議して、さらに国会でも質疑をされていますけれども、政府からこういうものが発せられるというのは本来間違っている。これは、私たちの意見表明する機会を奪ってしまう、そういう手法がとられている。この点についてですね、私たちは問題にしたい。それについてはですね、今まで歴代内閣70年になろうとしている戦争直後からですね、ほかの国を攻めない、こういう9条を堅持してきた、この部分、この部分を解釈だけで変えていいのかと。もしするならば、きちんとした私たちが意見表明がで

きる場を保障していただきたいという趣旨です。

私ごとになりますけれども、私はこういう請願は2回目です。前回、平成19年にはですね、貸金業法の改正という形で請願を通していただきました。この請願は、当時1,842全国の市区町村がありました、その中で1,136が採択しました。当時47都道府県のうち43が採択しました。長野県は、県それから全市町村が採択しました。ですけれども、塩尻市が当時日本で一番早くその請願を採択していただいたという、そういう記憶がございます。ぜひとも今回の請願についてもですね、慎重に私たちの真意を受けとめていただいて、ぜひとも採択していただくようお願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さん、質疑を行いたいと思います。ありませんか。

○柴田博委員 事務局に確認したいと思いますが、これと同じような請願について、3月議会まででも県内多くの自治体で採択されているところがあると思うんですが、その辺、もしわかればお願いします。

○議会事務局庶務係長 事務局のほうで県内各市に調査をいたしました。3月と今回、似たような趣旨のことで出されている請願・陳情について調査をいたしました結果ですが、長野市につきましては、3月の段階では継続審査。あと今回6月は、6月16日審査予定という形になっておりますので、結果はまだ出ておりません。松本市におきましては、請願、昨年9月ですけれども、議会本会議では不採択という形になっておりまして、今回6月は請願が出ておりますけれども、本日審査予定という形になっておりますので結果はまだ出ておりません。岡谷市におきましては、ことしの26年3月に不採択という形になっております。あと諏訪市が陳情で昨年11月に出ておりますが、不採択になっております。あと小諸市が、請願で昨年の12月ですが、不採択ということになっておりまして、それ以外の市におきましては、請願・陳情それぞれに出ておりますけれども、審査はこれからという形ですので結果はまだ出ておりませんので、お願いいたします。

○柴田博委員 事務局のほうでは、市の段階だけであるということですので、もし紹介議員のほうで町村のところわかればお願いします。

○請願紹介議員 紹介議員の丸山です。ことしの4月7日に東京新聞の朝刊に記載されました東京新聞での全国の調べによりますと、長野県内においては、集団的自衛権に関する反対の声から意見書を上げたという中で、意見書が通ったところは、市は2市ありまして佐久市と中野市、あと町村につきましては25の町村から意見書が上がっております。以上です。

○柴田博委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。ありませんか。

○森川雄三委員 今回ね、集団的自衛権の問題が出てきたっていうことは、今、紹介の方々にもお聞きしたいんですが、これはどうして出てきたと思われま。この問題が、なぜ出てきたか。

○委員長 国がなぜ出したかということかい。

○森川雄三委員 国が、なぜ出てきたか。そこら辺、どうのお考えか。

○請願説明員 全く私見ですが、安倍総理のですね、説明等を聞いてますと、中国あるいは北朝鮮という近隣諸国ですね、東アジアあるいは極東アジアについてですね、軍事力の増大ですとか、それから中国が発展途上国とは言いませんけれども、まだまだ整備されてない部分が多いという中で軍事によるですね、力の誇示、あるいはそういうものを背景にした経済とかそういうものを推し進めてきている。特に軍事の突出というものに対する

危機感、これが従来とは変わっているのだという説明があったかと思っております。そういう私の認識です。ただ、それはそれとして今回はですね、もしそうだとすれば、やはり拙速な形でするのではなくて、本筋を通すというのが、やはり内閣の責任だと思いますね。本筋というのは手続きとしてです。ということだけをきょうは申し上げたいと思いますので。

○森川雄三委員 ありがとうございます。

○委員長 いいですか。

○森川雄三委員 戦後70年ね、安保が日米と協定を結んで、やはり日本はその傘のもとにね、私は平和の国であったと、あわせて憲法も、それで守られてきたんだと思っているんですよ。ただ、最近の社会情勢、今おっしゃられるとおりの中でですね、それじゃ、アメリカだけに頼って日本として何もしなんでいいのかって思いますとですね、やはりちょっとそこら辺のところは私としてはね、当然一緒になって国を守るべきじゃないかという思いがあるんですよ。それは、おっしゃられる手続き云々というものはね、確かに拙速な場面もあったり、もしかしたらルール違反なのかもしれないんですけども、やっぱり最終的には、私は国民を守るためには、ある程度そういったことも必要じゃないかなんて。これは私見、これはあくまでも私の意見だが、討論になっちゃいけないけど、場面的にはそんな。討論でもいいですかね。討論するつきり、言うことはない。

○委員長 それじゃ、ちょっと今度新しく入った議員間の自由討議ってのがあって、そっちのほうへ、それじゃ。何か質問がなければ、その中でももし質問があればお聞きさせていただいて結構ですので、自由討議として進めてください。

○森川雄三委員 それじゃ、自由討議として、私のほうでいただきます。

思いとしてはですね、私は、そんな思いであります。それ以上、ちょっと。

○委員長 それじゃ、自由討議ですので、少し。

○柴田博委員 今、森川委員のほうからそういう話があったんですけど、私もやはり戦後70年で、自衛隊ができてね、ことして60年なんだそうです。その間、自衛隊の方が外国人の方を1人も殺していないし、それから自衛隊員の皆さんも1人も殺されていない、戦闘によってね。という事実があるのは、やっぱりこれは、アメリカの傘じゃなくて、憲法9条があったおかげだというふうに思うんです。それはなぜかということ、憲法9条の中で武力行使をしてはならないというのがあって、それに基づいて戦闘地域には行ってはならないという2つの決めがあって、アフガン戦争のときでもイラク戦争のときでも、それがあって自衛隊の中には戦死者が出てないですよ。NATOの諸国が同じアフガン戦争やイラク戦争で後方支援という形で、戦闘に参加したわけじゃないけど実際に日本と同じような形で支援をしてですね、それは、そういう2つの歯どめがなかったということによるということなんですけど、21カ国で1,031人もお亡くなりになってる。死亡者が出てるっていうことなんです。ということはやはり日本で1人もそういう方が出ていないというのは、やっぱり憲法9条があったからで、それをもし変えていこうというなら、やはりそれなりの手続きをとって、解釈で変えるんじゃないくて明文で変える必要があるんだというふうに思うんです。今回、解釈で変えるっていうことになれば、安倍首相の一存で、あと今の閣僚の方が全員賛成すれば決まっちゃうわけですので、そんなことはやっぱり国民に対しても許されないなというふうに思うんですけどね。その辺についてはどうです。

○森川雄三委員 専門的になってくるとね、私もちょっとわからんけれども。ただ、愛国と言いますかね、やっ

ぱり国を考えるには、もしかしたらやっぱり独自に守るくらいのね、気持ちがなきゃいけないと思うんだよね。だで、今お亡くなり的人也いたっていうけれども、それじゃ、日本だって、かなりそのためにはお金を出して、いわゆるかわりにお金を出している、出してるわけですよ。お亡くなりになるか、お金を出すかっていう形の中で今まで平和は守られてきた場面も私はあると思うんですよ。ただそれが、世界的にそれじゃ認められてきたかっていうと、お金だけじゃ誰も認めてないですよ。やっぱりある程度、そういった自分の身も削れって言うような言い方をされてるところもある、日本に対してね。まずはやっぱりなんつったってこの国を守るにはやっぱり独自に守るべきじゃないかと思うんだよね。もう、それ以上はないですよ。

○柴田博委員 この国を守るにはって言うことですが、それはそのとおりだと思います。ただ、今問題になっているのは集団的自衛権の行使を容認するかどうかで、これは国を守るんじゃないくて、日本が攻撃されていなくても、今、具体的に言えば、例えばアメリカなんか攻撃されたときに日本の軍隊が行ってアメリカを守るための戦争をするという、そういうことですから。今、森川委員がおっしゃったようなことももちろんそのとおりだと思いますけど、そのために今の解釈改憲をやるというのは全然筋違いの話だなというふうに、私は思うんですよ。

それともう1つは、日本はお金だけ出して何にもやってないかという、そうじゃなくて、さっき言った2つのことがあったんで、後方支援という形で給油とかね、そういうことをやったわけですよ。戦闘地に行かないけど、行かない2つの前提を守る範囲でいろんなことをやってきてるわけですよ。そのために戦死者が出てないというふうに解釈したほうがいいんじゃないかなと、私は思っています。

○森川雄三委員 要は、やっぱり安保があってね、アメリカに守ってもらっているっていう中においてね、もし何か、別に今こっちから仕掛けていくわけじゃないですよ、今の話は、集団的には。こっちから仕掛けていつて戦争するってわけじゃなくて、要はそういった場面の中でアメリカが攻撃をされたら、それに対して一緒になって援護しましょうという意味なんですよ、これは。だで、まだまだきつと骨子がどこまで行くかわからんけれども、少なからず集団的ってものに対してね、私は憲法解釈を少し大幅に変えたっていいじゃないかと、そういう主義者です。そういうふうにしておいてください。

○柴田博委員 ほかの人は、いない。

○委員長 せつかく、この6月議会から議員間の自由討議ということでこういう議論が自由にできる場が、きょう、それで初めてですので、少し、せつかく、2人でやりとりしているだけじゃなくて。

○青柳充茂委員 だから、今のね、委員長のおっしゃることをまず確認しておきたいんだけど、自由討議っていうのは、その人のイデオロギーっていうかさ、考え方をね、戦わせるものだと解釈してないんです、私はね。あくまでも市議会における常任委員会の自由討議っていうのは、そこにかけているテーマに対する自由討議ですから、イデオロギー論争みたいなことをしたって、それはもう、何て言うかな、らちが明かない。もう1回ね、質問も兼ねてですけど、私が今の請願者の方々のお話とか、今までおっしゃっている話は全部わかるような気がするんです。結局、今私たちが議論しなきゃいけないのは、ここの一番最後にありますよね。「集団的自衛権」に関する歴代政府見解の堅持を求める意見書を出してほしいって言うことですよ。今うんうんとおっしゃっていただいたんで、それでうんということを確認をさせていただいたとして進めるんですが、あのね、個人の考え方とか思いとしてはよくわかりますよね。なぜ日本が今まで、集団的自衛権というのは、権利としては持つ

てはいるけれども行使はできない。それは、日本の今の国の憲法がそう規定しているからです。それを使っちゃったら憲法違反になりますっていうことが、ここでおっしゃってることだと思います。ところが、何て言うかな、そういうこと自体が非常に特殊だったっていうことは、これは認めざるを得ないと思うんです。一人前の状態とは言えなかったっていうか、別の言い方をすれば、だから日本は1952年にやっと独立を回復してから、それから何十年かけて本当の意味の独立をしなきゃいけないって思ってた過程でもあったと、私は思っています。だから、やっと70年近くっていうか、六十数年かかってそういう時が来たのかなと。それは国際情勢の今のこのちょっと信じられないような激変ぶりですね。特に最近の中国とか、北朝鮮もそうですけれど、ああいう動き見ていると、本当にいよいよこれは、日本にやっと日本が本当の意味で独立を回復する 때가来ましたよって言うのかなとさえ聞こえて来るような気がするんです、何かの声。だから、おっしゃるとおり、本来は憲法改正でやるべきことだと思います、私も。だけど、それは現実の問題としては非常にハードルが高いですよ、時間がかかる。それで、何とか方法がないかっていう考え出されたのが、この解釈改憲っていうか、これですよ。だから、それをやるなというのはまさに正論だと思います。だから、私も賛成したい気持ちはやまやまなんだけども、個人的にはですよ。だけど、個人の意見を言う場としては、必ずしも地方議会の意見書を通じてやるやり方しかないわけじゃない。いろんな方法があると思います、ほかにもね。なので、今私たちは、市民から負託を受けて選出された議員として、塩尻市議会として、そういう塩尻市議会の総意としてね、意見書を出せるかどうか、出していいかどうかっていうことを判断しなきゃいけない立場にある。私は事前にいろいろ、自分の考えも含めほかの議員の考え方や何かを聞いていく中で、まだまだ議会の総意として、こうであるっていうことを言える段階に行っていないように思います、私の感じですけど。ということは、要は賛成反対、何て言うかな、五分五分で非常にどっちとも言えないような状況だと。そういう中で、なかなか議会として総意として上げていくことができないとすれば、やっぱり、何て言うんですか、いわゆる手続き的には採択をして意見書を出すっていうふうにするのは難しいんじゃないかなっていう、そういう思いでいます。ちょっと長くなりましたけれども。

○委員長 ほかにどうですか。いいですか。

それでは、討論を行います。

○柴田博委員 私は、採択して意見書を提出すべきだというふうに思います。それはですね、先ほど自由討議の中でも言ったことと関連しますけれども、やっぱり、今、安倍首相がやろうとしていることは、結果的にはですね、集団的自衛権を行使することによってアメリカと一緒に戦争するんだっていうことであり、日本の若者の血を流すことにつながるということになるんだというふうに思います。そういう意味で、今本当にやるなら、この問題については一般質問の中でも今まで何回もやってますけども、市長もそういう答弁をしておりましたが、やはりきちっと文章を変えていく、憲法そのものを変えていくっていうことを通じてやるべきであって、今の段階でそれがなかなかできないから解釈改憲で閣議だけで決めてしまおうというのは、間違っただけというふうに思います。ここに今、手元に持っているのが6月1日付の信濃毎日新聞の社説なんですけど、そのことについて書いていますんで、最後の部分だけちょっと引用して読みたいと思うんですが、テーマは考えているのか命の重さっていうタイトルで、首相と集団的自衛権ということで書いてあって、最後にですね、首相の説明に欠けているのは、集団的自衛権の行使によって自衛隊員や国民がこうむるリスクだ。最悪の場合、戦後初の戦死者を出すこ

とになるかもしれない。政治家だけでなく、国民もこうした事態と向き合う覚悟があるかが問われている。首相の悲願や信条だからと他人任せのように考えてはならない問題だ。集団的自衛権を命の重さの観点から深く掘り下げなくてはならない、というように結んでいます。そういう意味から言ってもですね、私はやはり塩尻市議会の総意として、全員賛成っていうことになれば一番いいですけども、そうはならないとしてもですね、市議会としてそういう意見書を出すということになったというふうにしたいですし、すべきだと思いますし、それから改めて、この今緊迫した時期ですから、市民の皆さんにも議会としてもこういう意見書を出したよということをやっぱり伝えていくべきだというふうに思いますので、この3団体の皆さんから出された請願を採択してですね、市議会の総意として意見書として出すべきだというふうに思います。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 私は、請願に対して反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。この問題につきましては、当然賛否両論あると思います。憲法の解釈にもそれぞれの考えがあることは承知していただいておりますが、確かにこれまで日本の政府はですね、憲法9条は国際紛争解決の手段としての武力による威嚇または武力行使はできないとの解釈を堅持してきたわけでございます。しかしながらですね、最近の世界情勢を考えてみるとどうでしょうか。日本の周辺の状態を見たとき、特に中国は国際ルールを無視した行為、南シナ海、尖閣問題、あるいは防空識別圏で他国の領域に自分たちの勝手な解釈で進入し、経過をつくり、国際的な緊張状況をつくり出していると思います。中国の経済力と膨大な軍事力、また世界の人口の約20%を有する民衆を誘導する方法等も考えますと、日本にとっても大変な脅威になることと思います。私は武力行使がよいと言っているわけではございません。紛争はあくまでも話し合いにより平和的手段で行うことが必要であるということの中で、国連憲章を尊重することは当然であるわけでございますが、しかしながら、戦後70年がたとうとしている中で時代や国際情勢が大きく変化している中で、国の安全保障をいつまでもアメリカに一方的に依存した片務性の同盟でよいのでしょうか。個別自衛権だけでなく、一定の条件を決めお互いに信頼し合えるものにし、結果的に抑止力を維持発展することができる集団的自衛権による平和維持に貢献することが日本の責務ではないかと、こんなふうに思うわけございまして、多少論点は違って申しわけないかもしれませんが、私は今請願については反対をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 先ほど紹介者の方から、今回は歴代政府見解の堅持をしっかりと求めていってほしいというお話がありまして、私も同感で、堅持をすることをしっかりと重視をしていくべきだということから、この請願はやはり採択をしていくべきだというふうに考えます。先ほどから議論があるように、日本を取り巻くさまざまな他国の状況とか危機管理、危機的な状況っていうことを心配されるということは非常によくわかりますし、日本の安全保障もしっかりしていかなければいけないということもわかっているつもりです。やはり、政権が変わると憲法解釈がまたその都度変わるっていうようなことであれば、法的な安定性もなくなってしまふわけで、日本は憲法9条の平和主義を重んじて重視してきたからこそ今の平和な日本があるわけで、重視してまた憲法解釈、歴代の憲法解釈をすることこそが、国際社会においても信用を築いてきたっていう、この確か、明らかなこの事実があるわけですので、やはり、それを今後もしっかりと堅持をしていく必要性を感じております。もう1点、いろんな危険性、いろんな場面を想定する場合に集団的自衛権が必要ではないかっていう意見なんですけれども、

その点に関しては、すぐ集团的自衛権を行使するっていうところではなく、個々の個別なケースでいろんな場面で対応できることも想定されることもあると思いますので、そういった観点で、個々にきちんともっともっとしっかり議論をした上でやる必要も感じていますので、歴代政府見解の堅持はしっかり重視をし、採択をしていくべきだというふうに考えております。

○**委員長** ほかにございますか。ありませんか。反対意見がありますので、請願6月第2号につきましては採決を行いたいと思います。採決に当たりましては、挙手にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、請願6月第2号「集团的自衛権」に関する歴代政府見解の堅持を求める請願に賛成の委員の挙手を願います。

〔「挙手少数」〕

○**委員長** ありがとうございます。挙手少数です。よって、請願6月第2号「集团的自衛権」に関する歴代政府見解の堅持を求める請願は、否決すべきものと決しました。

その他でほかに。その他は別にないですね。

閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 閉会中のお願いでございますけれども、当委員会の所管いたします協働企画部、市民環境事業部、私どもの総務部ともにですね、26年度事業執行してござりまして重要案件を抱えております。そのため、閉会中につきましても協議会等お願いする場合がありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 委員会を開催いただき、慎重に御審査をいただきましてありがとうございました。提案をいたしました案件全てに原案どおり採択すべきものというふうにお認めをいただきました。重ねてお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で、6月定例会総務環境委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後1時50分 閉会

平成26年6月12日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印